

# 宮城県社会福祉士会 大規模災害時の対応ガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、未曾有の被害をもたらした東日本大震災における宮城県社会福祉士会（以下、当会）の活動を踏まえ、当会が被災地支援に貢献できるよう基本姿勢を定めるものとします。

## 2 ガイドラインの性格

このガイドラインは、あくまで取るべき対応についての参考指針となるものなので、臨機応変の対応が必要とされる災害時対応では、必ずしもこのガイドラインによる対応に固執した硬直的な対応に陥ることがないように、その状況に応じた柔軟な対応を第一の指標とします。

## 3 災害支援本部の立ち上げ

大規模災害発生の際には、体制を整えた上で災害支援本部（以下、支援本部）を立ち上げます。支援本部の構成員は、会長（本部長）、副会長（副本部長）、事務局長の三役を中心とし、その他災害支援に関わる上で適当と認められる理事を構成員とします。

又、災害支援本部が立ち上がった旨を宮城県担当部局、日本社会福祉士会に連絡をします。

## 4 連絡体制

支援本部の運営にあたっては、可能な限り一堂に会し直接対話を行うことで運営することとし、その他は電話にて連絡を取ることで情報の集約を図ります。

## 5 災害支援の活動

宮城県内での被災地もしくは避難所等における災害支援にあたっては、可能な限り現地に出向き、現地の自治体、福祉関係団体等と連携を図り、現状の確認、課題の確認等の意見交換を踏まえて、当会で行う社会福祉士の災害支援に関する内容を検討していきます。

## 6 ボランティア派遣にかかる留意事項

災害支援にあたっては、ボランティアで派遣することを基本とし、自己完結の活動が行えるよう体制を会員個人で準備します。二次災害の心配が予想されることから、ボランティア保険の加入を会員個人で行います。ただし、宮城県社会福祉士会が団体加入する必要があると認める場合はこの限りではありません。

## 7 その他

上記以外の事項については、支援本部で検討し、当会の組織構造を踏まえた上で時機に合った活動を行うものとします。

## 附則

このガイドラインは、平成 24 年 4 月 1 日より制定する

平成 20 年 12 月 1 日制定の宮城県社会福祉士会大規模災害時の対応ガイドラインは廃止とする